

<クリーニング所について講すべき衛生措置等>

(R6.2 作成)

- 洗い場の床が不浸透性材料、適当な勾配、排水口

洗場については、床が、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で築造され、これに適当なこう配と排水口が設けられていること

クリーニング業法第3条第3項第4号

- 業務用洗濯機及び脱水機を備えていること

業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少くとも一台備えなければならない。ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。

クリーニング業法第3条第2項

- 施設内、機械器具を清潔に保つこと

クリーニング所及び業務用の車両（営業者がその業務のために使用する車両（軽車両を除く。）をいう。以下同じ。）並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと

クリーニング業法第3条第3項第1号

- 洗濯物が区別されていること

洗たく物を洗たく又は仕上を終つたものと終らないものに区分しておくこと

クリーニング業法第3条第3項第2号

- 洗濯物の区分に見合った処理（水洗い、ドライ、白もの、色もの）

洗たく物をその用途に応じ区分して処理すること

クリーニング業法第3条第3項第3号

- 伝染性の疾病感染のある洗濯物の処理の有無

伝染性の疾病的病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗たく物を取り扱う場合においては、その洗たく物は他の洗たく物と区分しておき、これを洗たくするときは、その前に消毒すること。ただし、洗たくが消毒の効果を有する方法によってなされる場合においては、消毒しなくてもよい。

クリーニング業法第3条第3項第5号

★ 厚生労働省令で指定する洗たく物（消毒を要する洗たく物）

- 1 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの
- 2 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病的病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
- 3 おむつ、パンツその他これらに類するもの
- 4 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
- 5 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの

クリーニング業法施行規則第1条

★ 消毒すること（消毒方法）

- 1 蒸気による消毒

100°C以上の湿熱に10分間以上触れさせること。

- 2 熱湯による消毒

80°C以上の熱湯に10分間以上浸すこと。

- 3 塩素剤による消毒

次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素 250ppm 以上の水溶液中に30°C以上で5分以上浸すこと（この場合終末遊離塩素が100ppm を下らないこと。）。

- 4 界面活性剤による消毒

逆性石けん液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に30°C以上で30分間以上浸すこと。

- 5 ホルムアルデヒドガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置に容積1m³につきホルムアルデヒド6g以上及び水40g以上

を同時に蒸発させ、密閉したまま 60°C以上で 1 時間以上触れさせること。

6 酸化エチレンガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置に酸化エチレンガス及び炭酸ガスを 1 対 9 に混合したもの注入し、大気圧に戻し 50°C以上で 2 時間以上触れさせるか、又は 1 kg/cm³まで加圧し 50°C以上で 1 時間以上触れさせること。

クリーニング所における衛生管理要領

★ 洗たくが消毒の効果を有する方法（消毒効果を有する洗濯方法）

- 1 洗濯物を 80°C以上の熱湯で 10 分間以上処理する工程を含むもの。
- 2 次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素が 250ppm 以上の液に 30°C以上で 5 分間以上浸し、終末遊離塩素 100ppm 以上になるような方法で漂白する工程を含むもの。
- 3 四塩化（パークロル）エチレンに 5 分間以上浸し洗濯した後、四塩化エチレンを含む状態で 50°C以上に保たせ、10 分間以上乾燥される工程を含むもの。

クリーニング所における衛生管理要領

○ クリーニング師の設置

営業者は、クリーニング所（洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除く。）ごとに、一人以上のクリーニング師を置かなければならない。ただし、営業者がクリーニング師であつて、自ら、主として一のクリーニング所においてその業務に従事するときは、当該クリーニング所については、この限りでない。

クリーニング業法第 4 条

○ 施設内の換気、採光、照明を十分にすること

クリーニング所内は、換気、採光及び照明を十分にすること。

盛岡市クリーニング業法施行条例第 2 条第 1 号

○ 居室等の区分を行うこと

クリーニング所は、他の施設と区分し、これを洗濯物の処理以外に使用しないこと。

盛岡市クリーニング業法施行条例第 2 条第 2 号

○ 広さが十分あること

クリーニング所は、洗濯物の取扱数の量に応じ十分な広さを有すること。

盛岡市クリーニング業法施行条例第 2 条第 3 号

○ 洗濯物の区分・保管に必要な業務用の戸棚等を備え、その使用区分を表示すること

洗濯物の区分及び保管のために必要な業務用の戸棚及び容器（営業者がその業務のために使用する車両（軽車両を除く。）にあっては、洗濯物の区分及び保管のために必要な業務用の容器）を備え、かつ、その使用区分を表示しておくこと。

盛岡市クリーニング業法施行条例第 2 条第 4 号

○ 収集・配達容器の区分を行うこと

洗濯物を収集及び配達する場合の容器は、洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものとを区分すること。

盛岡市クリーニング業法施行条例第 2 条第 5 号

○ 格納容器の消毒を行うこと

洗濯物を処理する場所及び格納する容器は、隨時薬品で消毒すること。

盛岡市クリーニング業法施行条例第 2 条第 6 号

● 特定施設の届出

クリーニング所の排水を下水道に排出する場合は、下水道部業務課へ下水道法に基づく特定施設設置の届出が必要です。クリーニング所の排水を下水道以外に排出する場合又は分流式下水道に接続する場合は、環境部環境企画課へ水質汚濁防止法に基づく特定施設設置の届出が必要です。

下水道法第 12 条の 3 ・ 水質汚濁防止法第 5 条

△ 利用者に対する説明義務等

- 1 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければならない。
- 2 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、厚生労働省令で定めるところにより、利用者に対し、苦情の申出先を明示しなければならない。

クリーニング業法第3条の2

★ 厚生労働省令（苦情の申出先の明示）

- 1 クリーニング所においては、苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を店頭に掲示しておくとともに、洗たく物の受取及び引渡しをしようとする際に、当該掲示事項を記載した書面を配布する。

クリーニング業法施行規則第1条の2

△ クリーニング師の研修

- 1 クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けなければならない。
- 2 営業者は、そのクリーニング所の業務に従事するクリーニング師に対し、前項に規定する研修を受ける機会を与えなければならない。

クリーニング業法第8条の2

★ 厚生労働省令（クリーニング師の研修）

- 1 クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後1年以内に研修を受けるものとする。
- 2 クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、前項の研修を受けた後は、3年を超えない期間ごとに研修を受けるものとする。

クリーニング業法施行規則第10条の2

△ 業務従事者に対する講習

営業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に従事する者に対し、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定した当該業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

クリーニング業法第8条の3

★ 厚生労働省令（業務従事者に対する講習）

- 1 営業者は、クリーニング所の開設の日又は無店舗取次店の営業開始の日から1年以内に、当該クリーニング所又は無店舗取次店のクリーニング業務に関する衛生管理を行う者として、その従事者の中からその従事者の数に5分の1を乗じて得た数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数を生じたときは、その端数を1として計算する。）の者を選び、その者に対し講習を受けさせるものとする。
- 2 営業者は、前項の講習を受けさせた後は、3年を超えない期間ごとに前項と同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせるものとする。
- 3 前2項の場合において、クリーニング師の研修を受けたクリーニング師は、講習を受けた者とみなす。

クリーニング業法施行規則第10条の3